

第1号議案

2025年5月8日
第510回 理事会

2025年度以降の会計監査業務の委託について（案）

会計監査については、2024年度決算を対象にEY新日本有限責任監査法人と2025年6月末までの契約を締結している。

2025年度決算以降についても、2028年度決算までを限度とする以後4年間の会計監査を引き続きEY新日本有限責任監査法人に委託する。

なお、契約の締結については、毎年別途理事会に付議する。

1. 調達方法

(1) 調達先選定

随意契約

【理由】2024年度会計監査導入時の受嘱候補者選定の考え方および受嘱者選考結果より、現委託先以外に適当な監査法人がないこと、また監査品質の維持や監査コストの低減の観点から複数年にわたって契約を行う場合が一般的であることから、会計規程第23条「(1)契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。」に該当し、随意契約としたい。

(2) 調達予定先

EY新日本有限責任監査法人

2. 委託期間

2025年7月1日～2029年6月30日（4年間）

ただし、契約締結に当たっては、毎年7月1日から翌年6月30日までの一年間について実施する。

以 上